

令和3年10月29日

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第22条第2項の規定による指定旧供給区域等の指定の解除について

近畿経済産業局長から、河内長野ガス株式会社（法人番号：2120101033546）の供給区域についての、電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第22条第2項の規定による指定旧供給区域等の指定の解除に関する、改正法附則第36条第1項第5号の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第22条第1項及び第28条第1項の経済産業大臣の指定に係る処分基準等」における当該指定の解除に係る処分基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、指定を解除すべきと考えられるため、別紙1のとおり近畿経済産業局長に意見を回答いたしました。

別紙 1

官 印 省 略
20210921 近畿第 29 号
令和 3 年 10 月 29 日

近畿経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給区域等の指定解除について（回答）

令和 3 年 9 月 21 日付け 20210916 近畿第 27 号により、貴職から当委員会に意見を求められた指定旧供給区域等の指定解除について、指定解除することに異存はありません。